

# 天一閣蔵『天聖令』整理研究と 唐日令文比較断想

黄 正建

日本の唐史研究は長い歴史と素晴らしい伝統があり、研究はさまざまな領域にわたっているが、その中でも唐代法制史は顕著な成果を上げた重要な分野である。論著も数多く、その研究の水準もまた高度なものである。天一閣所蔵の北宋の『天聖令』の発見後、頗る早く、日本の学界では、大きな反響が起り、次々と数多くの論文が発表されている。そうした中の数篇の文章は、中国では読み難いものもあり、このため、日本での『天聖令』の研究を述べるには、私はいささか不安を覚えている。というのは、私は、これまで唐令の研究状況、また、殊に日本の学界に於ける唐令の研究と日本令の研究については、知るところが甚だ少なく、この講演は素人の話になるかも知れず、特にこのような多くの唐令研究の専門家の前で、私の発言は必ずや皆様方を失望させるに違いないと思うからである。

それでは、以下、先ず、『天聖令』の整理と研究（主として中国国内に於ける研究）を述べ、その後に私が『天聖令』と『養老令』読んだ折りに感じた幾つかの問題について、各位の参考までに申し上げることにしたい。もし、何か誤りがあった折には、御指正を頂けますようお願い申し上げます。

## 1. 『天聖令』の発見

日本の歴史上には“律令制時代”があったが、中国の歴史上では、普通にはこの呼称は使用しない。しかしながら、唐代に於いては、確かに“律令”は大きなはたらきを發揮している。とりわけ「令」は国家の各方面の制度を規定し、政治、経済、社会等の各領域の動きを枠付けし導いている。「令」の唐代に於ける輝きは、中国古代の歴史上で注目に値する重要な現象である<sup>1</sup>。しかし、元代以後、「令」の地位が次第に低下するにつれて、「令」の本文そのものも次第に人々の視野からはずれてしまい、ついには失われて聞くこともなくなってしまう。20世紀初め、日本人の学者が『唐令』逸文を蒐集する折には、その他の伝世文献中からわずかに材料を佚輯できるのみとなっていたのである。

数世代の日本の学者の努力を経て、20世紀30年代と90年代に相次いで『唐令拾遺』と『唐令拾遺補』の

二部の輝かしい大著が出版されるようになり、同書では、『唐令』の半分以上のものが蒐集、整理され、復原され、研究者の『唐令』利用には大いに便宜が与えられたのであった。しかし、完全な『唐令』の原文を見ることができなかつたため、上述の著作中で整理された令文が、『唐令』のものと姿に符合するか否か、また、それが篇目の配列や条文の順序、書写の方式、乃至辞句使用上で『唐令』原文と一致するか否か、などの諸問題が幾つか残されたのである。これらの問題を解決するには、最善の手段としては『唐令』の原本を探し出すことであり、それゆえ、完全な『唐令』の本文の出現は、唐史、及び中国法制史を研究する学者達の一大祈願となっていた。

ところで、1999年、上海師範大学教授の戴建国先生は『歴史研究』誌上で「天一閣蔵明抄本〈官品令〉考」<sup>2</sup>の一文を発表し、北宋『天聖令』を発見した経緯を披露したのである。彼の研究によれば、天一閣博物館所蔵の明抄本『官品令』残巻10巻は、実に失われて千年の長い時を経た北宋の『天聖令』の後半の10巻である。この発見はすべての唐宋史と法制史を研究する学者を奮立たせるものであった。

## 2. 『天聖令』の概況とその価値

『天聖令』は10巻を現存させている。すなわち、田令巻第二十一、賦役令巻第二十二、倉庫令巻第二十三、厩牧令巻第二十四、關市令巻第二十五（捕亡令附）、醫疾令巻第二十六（假寧令附）、獄官令巻第二十七、營繕令巻第二十八、喪葬令巻第二十九（喪服年月附）、雜令巻第三十（第三十巻未完）、合わせて12篇の令である。

『天聖令』の版本の状況については、詳しくは天一閣博物館保管部主任の袁慧氏の「天一閣蔵明抄本官品令及其保護經過」<sup>3</sup>の一文で知られるところであるが、その文では『天聖令』は「半頁10行、行19から20字」と説かれているが、これはただ一般的な言い方で、我々の整理の実際からすれば、各半頁の文字の実数は18字から22字の間にある。

『天聖令』は宋の仁宗の天聖七年（1029）に撰修され、同十年（1032）に「鑿版施行」（版にきざみ、施行）されたもので、その編修の原則は「唐令を取って、本

とし、先づ行われるものを挙げるときは、其の旧文により、さらに新たに制したものをまじえて定めることとし、現在行われないものも付随させておく<sup>4</sup>ということである。従って、我々が見る『天聖令』は、先に当時施行された条文が記され、その後「右 すべて舊文により、新たに制したものをもってまじえて定む」（「雑令」）と記されているのである。そして施行されない条文を後に附記し、「右令 行われず」と明記したのである（私どもの整理参加者の間で、その前半を“宋令”とし、“宋の某”条と標記し、後半を“唐令”と称し、“唐の某”<sup>5</sup>条と明確に標記することが共通の認識となった）。各々の令がその状況が異なっているため、“現に行われている令”と“行われない令”との比重もまた異なりがある。例えば、「田令」の如きは、現行の令はわずか7条があるだけで、行われない令は49条もある。これに対し「營繕令」は前者が28条あり、後者がただ4条しかないといったことである。全10巻12篇の令には、宋令が293条、唐令が221条あり、両者合わせて令文514条となっている（この数字は、戴建國氏の文章中で統計されたものとは異なっている。戴氏の文の統計では、宋令が289条、唐令が222条、両者あわせて511条とされている。戴氏の統計した唐令は実際のものより一条多く、これは關市令の唐の6条の後に改行されて“諸關”と書かれた一条があるためか、と見られるものである。この条は実は唐の6条に続くもので、単独の一条ではなく、抄写者は“諸”の字を見て改行してしまったため、こうした戴氏の誤りが造り出されてしまったと見られる）。

『天聖令』はきわめて重要な価値をそなえている。文物の角度から言えば、これは海内の孤本であり、それ自体非常に貴重な文物的な価値をもっている。また、学術的な価値からすれば、少なくとも以下、五つの方面の事柄が指摘できる。

第一、我々に宋令と唐令の原姿（例えば、条文の配列、用語方式、“諸”字の問題等）を明瞭にさせ、宋令の研究、また唐令を復原、かつ研究する上で、きわめて重要となる。

第二、唐、宋「令」の原文を見ることにより、我々に「令」が“律令格式”の法律体系中でどのような位置にあるものなのか、乃至、中国古代の法律の性質等の問題を研究する面で依拠すべきものとなる。

第三、「令」は国家の多くの制度を規定しているため、唐宋時期の各制度を研究する上で非常に重要な役割をもつ。とりわけ、経済制度や社会制度（例えば、土地、賦税、徭役、畜牧、倉儲、医療、喪葬、建築工程、商賈、交通、訴訟、監獄等の制度）の研究には多くの新

資料を提供する。

第四、『天聖令』は「令」そのものの性質を具有していると共に唐宋時代の各「令」の独特な性質を含みもっており、従って、唐代法律制度の宋代法律制度への発展や、唐代各制度の宋代以降への変化、及び唐宋社会の変化（“唐宋変革”の適用性の問題）などを研究する上で、重要な学術的価値をもつ。

第五、日本令も唐令に基づいて制定されているものであるため、『天聖令』は、日本令についての唐令、唐制の受容や取捨の研究、及び唐、日「令」の比較や唐、日制度の比較などに何れも重要な学術的価値をもつ。

### 3. 『天聖令』の整理と研究の状況

『天一閣蔵明抄本天聖令校證』が出版される前にあっては、『天聖令』を紹介した主なものとしては戴建國氏が整理し公表した四つの令と、唐令を復原した初歩的研究の仕事がある。この四つの「令」は「田令」<sup>6</sup>、「賦役令」<sup>7</sup>、「捕亡令」<sup>8</sup>と「雑令」<sup>9</sup>である。また、そのほかの研究文中に於いて、彼はさらに幾つかの零細な令文を公表している。

このほか、彼はまた、一連の論文を発表し、種々な角度から『天聖令』を利用して、研究を進めている。例えば、「試論宋〈天聖令〉の学術的価値」<sup>10</sup>、「唐宋時期法律形式的傳承与演變」<sup>11</sup>、「“主僕名分”与宋代奴婢的法律地位」<sup>12</sup>、「宋代折杖法制的再探討」<sup>13</sup>、「關於唐食封制」<sup>14</sup>などがそれらである。戴氏の論考は主として法律そのものと唐宋の経済制度に関わるものである。

国内外に於けるその他の研究は、主に公表された令文を中心にしたもので、その多くは、録文と復原された唐令が正確であったか否かを検討したものである。例えば、「田令」については、兼田信一郎<sup>15</sup>、池田温<sup>16</sup>、宋家鈺<sup>17</sup>の諸氏の論文があり、「賦役令」には、大津透<sup>18</sup>、渡辺信一郎<sup>19</sup>の両氏の論文がある。「捕亡令」には、池田温氏<sup>20</sup>の論文などが見られる。

令文に対する研究では、「田令」が最も多く見られる。その中には楊際平氏の一連の文章<sup>21</sup>があり、唐代の田制、均田制、宋代の田制が研究されている。「私田」の問題（「田令」中に明確に“公私田”との文字が記されている）に及んだため、いくつかの論争が引き起こされることとなった。例えば、何東氏の検討文がある<sup>22</sup>。また、山崎覚士氏<sup>23</sup>、服部一隆氏<sup>24</sup>の論文がある。その中の服部氏の文章は、唐、日「田令」の比較に及ぶものである。このほか、宋代に於ける奴婢の地位と良賤制度については、張文晶氏が<sup>25</sup>戴建國と論争した文がある。「賦役令」中の雜徭等の問題には、大津透氏<sup>26</sup>の論著がある。「仮寧令」<sup>27</sup>には丸山裕美子氏の文章が

ある。巨視的に律令制が唐宋間に変化することを研究したものには、高明士氏<sup>28</sup>の論文等々がある。

ところで、現在の状況は次のようである。上海師範大学の戴建国先生のところは一つの研究拠点となっていて、戴先生らは国家社会科学プロジェクト「唐宋变革時期的法律與社会」を担当している。このほか、中国人民大学の劉後濱先生のところには、一つの「唐令読書班」があり、劉先生らはその討論の中で（『天聖令』について）次のように考えている。すなわち、現在見られる『天聖令』は、実際には皇帝に上奏された稿本に過ぎず、現実に頒布し施行された「令」ではない<sup>29</sup>、と。読書班の孟憲実先生は『天聖令』を利用し僧尼籍関係の論文を執筆している。孟先生の明かすところによれば、吐魯番の洋海墓地の新出土文書中に一つの残片があり、そこには、ある種の固定した書式で何人かの人名等が記されている。その書式は、

××縣××郷××里戸主××之弟（或“男”）、為  
××年××月××日度、計至今××年、誦××經  
（如『法華』）×卷。

といったもので、文書上には官印（“高昌縣印”）が一面に捺されている。現在、孟先生は『天聖雜令』宋40条に記される“諸道士、女冠、僧尼は、州縣は三年に一度造籍し、具さに出家年月、夏臘、学業を言い、隨處に印署せよ。案は州縣に留め、帳は尚書祠部に申せ。”（復原した唐令64条は「諸道士、女冠、僧尼、州縣三年一造籍、具言出家年月、夏臘及德業、依式印之。其籍一本送祠部 一本送鴻臚 一本留於州縣」）によって、この文書は即ち唐代の「僧籍」であると考証している。「僧籍」の実物の発見がまれであるゆえに、この文書は非常に高い価値をもつこととなり、しかも『天聖令』は、この残片の文書名の確定に対して、最も重要な典拠となるのである。

このほか、台湾の高明士先生は“唐律研読會”（1995年成立）を組織しており、『唐律與国家社會研究』（1999年）、『唐代身份法制研究』（2003年）、『唐律諸問題』（2005年）等の論著を刊行するに及んでいる。韓国の慶北大学の任大熙先生のところにも“『名公書判清明集』読書班”がある。

とりわけ、日本に於いては、東京大学の天津透先生を代表者として、「日唐律令比較研究の新階段」の研究プロジェクトがあり、科研費は約1400万円にもものぼる。2005年からプロジェクトを起し08年に研究を終結完成させるものとなっている。これに携わる者は、みな、日本古代史、法制史、唐史の学者で、天津透氏（プロジェクトの代表者、賦役令担当）、池田温氏（唐律令担当）、古瀬奈津子氏（官僚制と統治秩序）、坂上康俊

氏（統治構造と田令）、榎本淳一氏（厩牧令と獄官令）、辻正博氏（宋代法制担当）、丸山裕美子氏（医疾令と仮寧令）、大隅清陽氏（礼制接受担当）、三上喜孝氏（関市令と雜令）、稻田奈津子氏（喪葬令）のあわせて10人である。（このプロジェクトの）最終的な目標は校訂済みの条文と注釈を含む“史料集”の形で『天聖令』を刊行することであり、そしてこの著に基づき、唐令の復原仕事を行い、さらに唐、日両令の対照を作成し『唐令拾遺補』の補遺とするものである。この過程に於いて、研究と復原関係の論文集を出版する（計画である）。日本の学者の『天聖令』に対する関心と研究の熱意、及び日本政府の研究プロジェクトに対しての強力な支援は、言うまでもなく、『天聖令』に大いなる魅力と独特な学術的価値があるからなのである。

#### 4. 中国社会科学院歴史研究所『天聖令』整理チームの仕事

中国社会科学院の院、所の両部署の長の高い支援、及び歴史所（諸氏の）高い研究能力が認められたため、天一閣博物館側は、快く『天聖令』の整理の仕事を経済所に委ねることとなり、2005年5月に（天一閣博物館側は）歴史所と共同整理の協定を結ぶ運びとなった。歴史所側は即時に黄正建を代表者とした整理チームを立ち上げた。（同年の）10月、当プロジェクトチームは、中華書局と2006年6月に原稿を完成して出版するとの協定を結んだのである。すなわち、我々に与えられた時間は、たった8か月間ということになった。このような時間の極めて緊迫するもて、当プロジェクトチームの構成員は報酬を顧みず、学術に貢献し、苦しみも厭わず努力して、終に予定通りに、所定の任務を成し遂げた。

私共は基本的に次の三つの仕事を行った。第一、校録本を公刊すること。すなわち、『天聖令』を旧来の形式、書式に従い記録し、異体字はそのまま採録し、標点を加え、さらに各令文を条ごとに校異を行うこと。もし、誤字、脱字、衍字があった場合は、原文を改めず、正しいものをその下に記しておく。第二、校訂整理した定本を公刊すること。すなわち、校録本中の改正するところのある文字を正しくし、かつ通行の繁体字を用い（定本を作）ること。“清本”は『天聖令』の善本というべきもので、研究者が『天聖令』利用時には、直に“清本”<sup>30</sup>を用いることができる。第三、唐令を復原すること。すなわち、『天聖令』中の宋令の部分をもって復原して唐令とすること。そして、附録の唐令ととりあわせて配列すること。復原の仕事は条文の順序の復原と条文の文字の復原といった二つの部分

とし、最後に各篇の令文の後に復原した唐令の完本を付けること。

我々の仕事の分担は、宋家鈺氏が田令と厩牧令、李錦繡氏が賦役令と倉庫令、孟彦弘氏が関市令と捕亡令、程錦氏が医疾令、趙大瑩氏が假寧令、雷聞氏が獄官令、牛來穎氏が營繕令、呉麗娛氏が喪葬令、黄正建が雜令であった。基本的に各氏の専門の特長を利用しての分担となっている。

ところで、『天聖令』はたった10巻4万文字ほどのものであるが、しかし、ほかの明抄本と同様に、錯誤が甚しい。誤字、脱字、衍字のみならず、随所に誤りが認められる。甚しくは抄写された一行に一脱字が見つかった場合は随意にこれが補われているといった様子が発生している。またさらに重大な錯簡がある。例えば、「營繕令」には三頁半の完全な錯誤の抄写がある(ほどである)。従って、(これを)整理するにあたっては、その困難は極めて大であった。このほか、整理の理念の問題があった。例えば、『天聖令』は宋令であり、孤本でもあるため、そのものによる校訂と他のものによる校訂しかできない。しかし、その中の宋令は宋代の史籍を用いて校訂すべきなのか、または唐代の史籍を用いて校訂すべきなのか、もし後者ならば、直接に“據改”と記せるのか否か、またさらに、『宋刑統』と『唐律疏議』の両者は、使用する時にどちらを先に置くべきなのかの問題等がある。従って、プロジェクトチームは始終会議を開いて点校の思想統一をはかった。初稿の完成後、また、条目ごとに話し合いをし、その錯誤率を最小限に止めようとつとめた(時には一つの標点のために長く論争することもしばしばであった。何故なら、いかに断句するかは制度の理解の可否にかかわる問題であるから)。結果から見れば簡単そうに見えるかも知れないが、しかし、その中には我々の非常な努力が含まれているのである。

唐令を復原することは殊に困難な仕事であり、我々は往々復原の根拠を探し出せぬため、困惑を覚えることもあった。例えば、唐令の条文とわかるものであり、ある文字も復原可能なものと承知しながらも、ある文字は復原の根拠を欠く。こうした文字を加えない限り、文としては成り立たない。このような場合は、我々は制度や旧来の書式等によって、(文字を)選びとって推測して補入するほかないのである。個別の条文はまるごと復原のしようのないものもある。我々の努力により、おおむね唐令 487 ヶ条を復原したが、残りの 19 ヶ条はまだ復原できぬままである。また、7 ヶ条は宋令であるとされ、10 ヶ条の唐令を補うこととなった。この数は『天聖令』の条文の総数と合致しないが、こ

れは宋令には唐令の条文を併合することがあり、或いはその半分を取って、半分を除く、或いは半分をとって別な半分を付け加える等の各種の複雑な状況があるからである。

2006年10月我々は『天聖令』の点校と「唐令」を復原する仕事を完成させ、順調にプロジェクトを終結し、本書は已に中華書局から正式に出版されるに及んでいる<sup>31</sup>。『天聖令』の整理出版はこの佚失して千年の長い時を経た貴重な原資料を人々の前に呈示することとなったのである。その出版は必ずや中国古代史にかかわる領域の研究推進につながり、一つの新たな発展の段階へと向かわせるものとなるはずなのである。

『天聖令』の整理の仕事を成し遂げたのち、プロジェクトチームはの成員はさらに『天聖令』がもたらす新資料を用いて多くの論文を執筆した。それらの論文の題目は、次のようである。

李錦繡：唐開元二十五年《倉庫令》研究

孟彦弘：唐代的驛、傳送與轉運—以交通與運輸之關係為中心

程 錦：唐代女医制度考釈—以唐《醫疾令》“女醫”條為中心

趙大瑩：唐宋《假寧令》研究

牛來穎：《營繕令》與少府將作營繕諸司職掌

呉麗娛：從《天聖令》對唐令的修改看唐宋制度之變遷—《喪葬令》研讀筆記三篇

黄正建：《天聖令(附唐雜令)》所涉唐前期諸色人雜考

これらの論文は今年出版予定の『唐研究』第十二巻誌上に上載されることとなっている。

## 5. 唐、日令の比較

この問題については、私にはいくらも発言権はない。というのも私は日本古代の歴史、日本古代の制度、日本の律令に対して、いずれも瞭解するところが甚だ少ないからである。しかし、現在までのところで『天聖令』中の関係する条文と日本令との異なる点について、幾つか挙例することにしよう。これらの相違を作った原因については、中日の学者、殊に日本の学者の研究にゆだねることが必要である。

私自身は、主に社会生活史を研究しているため、関心を注ぐ問題もまた生活史に関わるものとなっている。私は先ず令文を挙げ、さらに「按」の形をもって、一つの議論を発することにする。

## 唐日令条文比較挙例

(上段は『天聖令』、下段は『養老令』<sup>32</sup>)

## 一、賦役令

諸朝集使赴京貢獻，皆盡當土所出。其金銀、珠玉、犀象、龜貝，凡諸珍異之屬；皮革、羽毛、錦、罽、羅、紬、綾、絲、絹、緜、布之類，漆、蜜、香、藥及畫色所須，諸是服食器玩之物，皆準絹為價。(唐 27 條)

凡諸國貢獻物者，皆盡當土所出。其金、銀、珠、玉、皮、革、羽、毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香、藥、彩色、服食、器用，及諸珍異之類，皆准布為價。

(貢獻物条)

按：此の条の貢獻物<sup>33</sup>中から、日本令では唐令中の物品が刪去されてしまっているものがある。これらの物品は、当時の日本になかったもの(例えば“犀象”)のようであり、あるものは珍貴ではなかったかも知れない。特に後末の一段である。唐令は“漆、蜜、香、藥”等をすべて“服食器玩”の物の中におさめ入れているが、しかし、日本令では“服食、器用”を香と藥とに接続させている。“漆、蜜、香、藥”は当然“服食”に用いるものである。日本令の修改は考慮するに値するものである。また、仮に、唐令のこの条中に明確に“畫色所須”と記されているならば、“器玩之物”に属すべきものである。日本令ではこれを改めて“彩色”とし、注で染色所用と明記している。唐令の規定と少し違うようである。

## 二、医疾令

1. 諸女醫，取官戸婢年二十以上三十以下，無夫及無男女、性識慧者五十人，別所安置，内給事四人，並監門守当。醫博士教以安胎産難、及瘡腫、傷折、針灸之法，皆按文口授。每季女醫之内業成者試之，年終醫監、正試，限五年成。(唐 9 条)

女醫取官戸婢年十五以上、廿五以下，性識慧者卅人，別所安置，教以安胎産難、及創腫傷折、針灸之法。皆案文口授。每月醫博士試，年終内藥司試。限七年成。

(女醫条)

按：此の条の唐日令の規定は以下異なるところがある。1、女医の候補者の年令。日本令の規定の年令は唐令の規定に比べ若くなっている。このような違いは雑令にも見られる。唐雑令規定の太史局曆生、天文生の採用年令は、十六、或いは十八歳以上となっているが、養老雑令規定の陰陽寮諸生の採用年令は十三以上、十六以下となっている。これはなにゆえなのか。2、唐令の規定では、女医は“無夫及無男女”(夫なき、及び子供なきもの)とされるが、養老令では、この規定がない。これはなぜなのであろうか。

3、人数が異なる。4、唐令規定のこれらの女医は平日は宦官に管理されるが、養老令ではこの規定がない。5、考試者と考試年限が異なる。6、勉学年限もまた異なる。7、養老令中の“創腫”は唐令に拠って“瘡腫”と校訂すべきである。これらの違いを研究することは、きわめて興味深いことである。

## 2. 翰林醫官院每歲量合諸藥 至夏 遣内侍於諸門給散 (宋 11 条)

諸州於当土所出，有藥草堪療疾者，量差雜職、防人，隨時收采，豫合傷寒、時氣、瘧痢、瘡腫等藥。部内有疾患者，隨須給之。(唐 20 条)

典藥寮，每歲量合傷寒、時氣、瘧、利、傷中、金創、諸雜藥，以擬療治(謂：……傷中者，府藏有病者也。金創者，為刃所傷)。諸国准此。(典藥寮合雜藥条)

按：此の条の『天聖令』は、たぶんもとの唐令の一条を分けて二つにしたものであり、その中の中央の規定の部分を取って宋令に入れ、地方の部分は棄てて用いなかったようである。『養老令』では一条としている。我々が注意すべきことは：1、宋令は具体的な病名を出さぬことである。これは宋代の変化である。2、唐令と日本令により、我々は当時の主要な流行病と常見される病がいかようなものであったかを知ることができる。しかし、日本令と唐令はやはり同じではなく、(日本令では)唐令中の“瘡腫”を改めて“傷中”と“金創”としている<sup>34</sup>。3、唐令の規定は薬を調合したのち、ばらばらに患者に給付しようとしている。すなわち“須に隨ひて之を給せよ”(宋令もまた“給散”としている)。しかし、『養老令』の規定は“療治を擬る”で、すなわち、必ずしも「散発」ではない。

## 三、獄官令

1. 諸囚死，無親戚者，皆給棺，於官地内權殯(其棺並用官物造給。若犯惡逆以上，不給棺。其官地去京七里外，量給一頃以下，擬埋諸司死囚，大理檢校)。置塋銘於壙内，立榜於上，書其姓名，仍下本屬，告家人令取。(唐 4 条)

凡囚死無親戚者，皆於閑地權埋，立榜於上，記其姓名，仍下本屬。(囚死条)

按：此の条の唐日令の相違は：1、唐令規定は死んだ囚人に“棺”を給すということであり、日本令はこの規定が無い。2、唐令の規定は死んだ囚人は京を離れること七里の外の“官地”の中に埋めさせるということで、日本令では“閑地”の中に埋めると規定されており、定まった埋葬地がないようである。3、唐令

の規定は墓穴中に“磚銘”すなわち墓誌銘を置かせるが、日本令にはこの規定が無い。これらの相違点の中には埋葬制度、及び死んだ囚人に対する処置に及ぶ問題がある。

2. 諸流人科断已定，及移郷人，皆不得棄放妻妾。如兩情願離者，聽之。父母及子孫，去住從其私便，至配所，又不得因使（便？）還郷。（宋 10 条）

凡流人科断已定，及移郷人，皆不得棄放妻妾至配所。  
（流人科断条）

諸犯流断定，及流移之人，皆不得棄放妻妾及私遁還郷。

（唐令拾遺據『唐六典』『唐律疏議』復原為第 12 条）

**按：**此の条の唐日令は基本的に同じであるが、宋令には変化がある。すなわち、“不得棄放妻妾”（妻妾を棄放してはならぬ）の後方に一つの条件“如兩情願者、聽之”が増加していることである。唐宋間の変化が反映されている。すなわち、時代が進歩する中で、夫妻関係を形づくる規制が柔軟化し、より人間的になった。

3. 諸流配罪人居作者，不得著巾帶。（宋 16 条）

凡流徒罪居作者……不得著巾（謂：不得著頭巾也）。  
（流徒罪条）

其九品以上……公罪徒，並散禁，不脫巾帶。  
（唐 9 条）

其初位以上……公罪徒，並散禁，不脫巾。

（應議請減条）

**按：**この一条は衣服制度についてである。同様な規定の中で、唐宋令の“巾帶”は養老令に至って“巾”と変わり、“帶”がなくなってしまったのである。これは当時日本の流徒罪人の衣服には“帶”がなかったのか、それとも“帶”をしめることは許し、ただ“巾”を戴せることをさせなかったのであろうか。“巾帶”を著くるを得ず、とは、逃走を防ぐためか、或いは自殺を防ぐため、もし“帶”をしめることを許せば、この種の防止は無用のものになってしまうはずである。従って、第一種の解釈は正しいものと見られる。すなわち、当時日本では流徒の罪人の衣服には専用の“帶”はなかったのであろう。

#### 四、宮繕令

1. 諸公私第宅，皆不得起樓閣，臨視人家。（宋 6 条）

凡私第宅，皆不得起樓閣，臨視人家。（私第宅条）

**按：**此の条の唐令の規定で樓閣を建ててはならぬのは、“公私”の宅第であるが、養老令はただ“私”宅第

と規定しているのみである。これは日本では、公家は樓閣をたてることを許されていたのか、それとも、この中の一字が書き落とされているか（どちらかであろう）。この令文名の“私第宅条”から見れば、たぶん、養老令を整理する時に、これを“私第宅”としてしまったのであろう。

2. 諸營造雜作，應須女功者，皆令諸司戶婢等造。其應供奉之物，即送掖庭局供。若作多，及軍国所用，量請不濟者，奏聽處分。（唐 2 条）

凡在京營造雜作，應須女功者，皆令本司造。若作多，及軍事所用，量謂不濟者，申太政官，役京城婦女。

（須女功条）

**按：**此の条の規定は、婦女の力役を必要とする時、養老令の規定は“京城の婦女を役す”べしとし、唐令にはこの規定が無いのである。また、養老令中の“量謂”は、唐令では“量請”となっている。結局のところはどちらが正しく、どちらが誤りなのか、検討すべきことである。

#### 五、喪葬令

- 諸去京城七里内，不得葬埋。（唐 4 条）

凡皇都及道路側近，並不得葬埋。（皇都不得葬埋条）

**按：**此の条の唐令の規定は唐獄官令と一致して、共に京城の七里内は、葬埋することができない。しかし、養老令の規定は皇都と道路の側近では葬埋することができない（とされ）、皇都のすべて、または皇都の数里以内には葬埋することができないと規定はしていない。と共に、養老令はさらに“道路の側近”（の語）を増やしているのである。この規定からすれば、前述した養老獄官令中の“閑地”が何処にあるのか、これは討論に値することとなる。

#### 六、雜令

1. 諸積秬黍為度、量、權衡者，調鍾律、測晷景、合湯藥、造制冕，及官私皆用之。（宋 4 条）

諸積秬黍為度、量、權衡者，調鍾律、測晷景、合湯藥，及冕服制則用之，此外官私悉用大者。

（據『南部新書』復原為唐令 4 条）

凡度地、量銀銅穀者，皆用大。此外官私悉用小者。

（用度量条）

**按：**此の条の唐日令の相違点は、唐令は、先ずいつ“小”制を用いるかを規定し、その後“此の外の官私”は悉く大を用ひよ”と述べていて、これに対して養老令は、先ずいつ“大”制を用いるかを規定し、その後“此の外の官私”は悉く小を用ひよ”と述べているこ

とである。これはなぜなのであろうか。たぶん唐人と日本人の考え方に相違がある。すなわち、唐人は“大”制について熟知しており、皆に“小”制に注意させるようにする必要があった（からなのであろう）。養老令は丁度これに相反しており、特に諸人に“大”制に注意を払わせるようにさせている。換言すれば、唐人は大事に対しては比較的重視するが、細事に対してはあまりこだわらず、ゆえに、特別に注意を喚起しようとしたのである。日本人はこれと逆である。むしろこれは私の見解で、全く誤りであるかも知れない。

2. 太史局曆生、取中男年十八以上、解算數者為之、習業限六年成；天文生、卜筮生並取中男年十六以上、性識聰敏者、習業限八年成、業成日申補觀生、卜師（其天文生、卜筮生初入学、所行束修一同按摩、咒禁生例）。

（唐1条後半部分）

凡取陰陽寮諸生者、並准醫生（謂：先取占氏、及世習者、後取庶人十三已上、十六已下聽令者為之也）。其業成年限、及束修禮、一同大学生。（取諸生条）

**按：**此の条の規定に年令上の違いがあることは、前述した通りである。此の外に、習業（勉学）年限と昇進経路にも相違がある。

3. 諸訴田宅、婚姻、債負（於法合理者）、起十月一日官司受理、至正月三十日住接詞狀、至三月三十日断畢、停滯者以狀聞、若先有文案、及交相侵奪者、隨時受理。

（宋22条）

凡訴訟（謂：財物良賤譜第之類、事非侵害、應待時申訴者也）、起十月一日、至三月卅日檢校、以外不合。若交相侵奪者、不在此例。（訴訟条）

諸訴田宅、婚姻、債負、起十月一日、至三月三十日檢校、以外不合。若先有文案、交相侵奪者、不在此例。

（『唐令拾遺』據『宋刑統』所引唐令復原為第15条）

**按：**此の条については、唐、日、宋の三令の比較が可能である。我々は次のようなことが指摘できる。

1、唐令の挙げる訴訟できる三種の情況は“田宅、婚姻、債負”である。日本令は具体的情況を挙げてはいないが、注文の“財物、良賤、譜第”から見れば、唐令とある点では相違がある。良賤と譜第は日本社会の中において重要なことのようにである。私は別な可能性があることを考えている。すなわち、『唐令拾遺』の復原の拠り所である『宋刑統』中の雑令は、時代がやや遅れるもののようにであり、養老令の拠り所の唐初の令中では、“良賤、譜第”の訴訟が含まれていたようにも思われる。即ち、唐初では、これらの問

題の訴訟はやはりかなり重要なものであり、後に変化するところがあった。宋令に到って、三種の情況を挙げたのちに、特別に“於法合理者”を標記していることは、法律用語がさらに厳密になった（といえるのである）。2、この三種の情況以外の訴訟として、日本令はただ“交相侵奪”の一種の場合を挙げるのみであるが、唐宋令では“先有文案”の場合を増やしている。3、唐令と日本令中の“不在此例”は、宋令では“隨時受理”と改められ、用語もまたさらに合理的でより明確になっている。

4. 諸官〔戸？〕奴婢死、官司檢驗申牒、判計（訖？）埋藏、年終總申。

（唐21条）

凡官戸奴婢死、所司檢校、年終總申。

（官戸奴婢条）

**按：**此の条の唐日令の異なるところは、唐令の規定は奴婢の死後、官司は埋葬の責任を負うとされるが、養老令には此の規定が無いことである。

以上、随意に幾つかの例を挙げたが、このような例は、なお、数多く存在している。こうした例からすれば、日本令は唐令を受け入れる過程で、多くの細かな改訂をして、日本社会の制度、乃至、習俗や思考方法に符合させていると見られるのである。これらの相違を分析して、その原因を探ることは、我々が今後成して行くべき仕事なのである。なお、最後に特に述べておくが、恐らく、私の提示した事例、及び唐日令の違いについての指摘は、早くから已に研究者が指摘して来たことであり、私がそれを知らなかっただけでも知れない。もし、その様なことがある折には、私の孤陋寡聞をお許し頂き、さらに、関係の研究者の方にお詫び申し上げたい。

#### 注

1. 「令」の興起と衰亡に関することは、検討に値する一つの重要な問題である。ある種の見方では、これは君主の集権の興衰と一致するものであるとしている。君主の専制がやや弱まる時には、「令」のはたらきは大となり、逆に、皇帝個人の権威の「格」に反映して、「編敕」の作用は大となる。また、ある者は、中古時期の中国に於いて、法律を“法典化”した時代が出現したが、法律の“法典化”は中国従来の法律思想に符合しないため、すぐにその位置（役割）を“例”に譲ってしまったとしている。
2. 『歴史研究』1999年第3期。
3. 天一閣藏明抄本天聖令校證』まえばきの一つである。中華書局、2006年。

4. 『宋會要輯稿』刑法一之四。
5. “某”はアラビア数字を示す。
6. 戴建国「唐〈開元二十五年令・田令〉研究」、『歴史研究』2000年第2期。
7. 戴建国「天一閣藏〈天聖令賦役令〉初探（上）」、『文史』總第53輯，2000年；同上（下），『文史』總第54輯，2001年；
8. 戴建国「唐〈捕亡令〉復原研究」，載『李埏教授九十華誕紀念文集』，雲南大学出版社，2003年。
9. 戴建国「唐〈開元二十五年令・雜令〉復原研究」、『文史』總第76輯，2006年。
10. 『法律文獻整理與研究』に掲載，北京大学出版社，2005年。
11. 中研院審判史研誼會講稿，中研院史語所，2004年10月30日。
12. 『歴史研究』2004年第4期。
13. 『上海師範大學學報』2000年第6期。
14. 『中國經濟史研究』2002年第3期。
15. 「戴建國氏発見の天一閣博物館所蔵北宋天聖令田令について—その紹介と初歩的整理—」、『上智史学』第44期，1999年。
16. 「唐令と日本令」3〔田令、捕亡令〕、『創価大学人文論集』第12期，2001年。
17. 参照注2，又「明抄本天聖〈田令〉及後附開元〈田令〉的校録與復原」、『中國史研究』2006年第3期，がある。
18. 「北宋天聖令・唐開元二十五年令賦役令」、『東京大学日本史学研究室紀要』第5号，2001年。
19. 「北宋天聖令による唐開元二十五年賦役令の復原並びに訳注（未定稿）」、『京都府立大学学術報告（人文・社会）』第57号，2005年。
20. 参照注15。
21. 「〈唐令・田令〉的完整復原與今後均田制的研究」、『中國史研究』2002年第2期；「宋代“田制不立”、“不抑兼併”說駁議」、『中國經濟史研究』2006年第2期。
22. 「〈天聖令・田令〉所附唐田令荒廢條“私田”的再探討——與楊際平先生商榷」、『中国社会經濟史研究』2006年第2期。
23. 「唐開元二十五年田令の復原から唐代永業田の再検討へ—明抄本天聖令をもとに—」、『洛北史学』5号，2003年。
24. 「〈明抄本北宋天聖令とそれに附された唐開元田令の再校録〉についての修補」、『駿河台史学』第118号，2003年；「大宝田令班田關連條文の再検討—天聖令を用いた大宝令復原試論—」、『駿台史学』122，2004年；「天聖令を用いた大宝田令荒廢條の復原」、『続日本紀研究』361，2006年。
25. 「試論中国中古良賤制度的若干問題」，載『中国歴史的農業經濟與社会』第二輯，吉林人民出版社，2005年。
26. 『日唐律令制の財政構造』第五章『唐日律令制下の雑徭について』，岩波書店，2006年。
27. 「唐宋節假制度の変遷——令と式と格・勅についての覚書」，池田温編『日中律令制の諸相』，東方書店，2002年。
28. 「從律令制的演變看唐宋間の変革」、『台大歴史学報』第32期，2003年。
29. 『宋會要輯稿』刑法一之四の記載では、天聖七年五月十八日、新刪修の令を進上したとしている。この令は単なる稿本であるため、皇帝は「兩制與法官同再看詳」（兩制が法官と共に、詳細を再看せよ）と詔しているのである。そこで、二十一日に到り、翰林學士の宋綬が「已刪正、望付中書門下施行」（已に刪正したので、中書門下に回付し施行することを望む）と言ったのである。そうした後、また一年余の意見徵集と修正を経て、十年三月に到り、ようやく正式に（この令が）鑄版施行（版にきざみ、発令施行）したのである。これによれば、彼らは次のように考えている。「取唐令為本、先舉見行者、因其舊文、參以新制定之、其令不行者、亦隨存焉」（唐令を取って、本とし、先づ行われるものを挙げるときは、其の旧文により、さらに新たに制したものをまじえて定めることとし、現在、行われないものも付随させておく）との原則によって撰修した令文であり、これはただ皇帝に奉じた草稿で、実際に頒行されたものは当然このような形のものではない。それゆえ、我々が（現在）見る天聖令は抄本であり（後方にもまた編敕を付記することがない）、刻本ではない。
30. ただし、清本にもまた一つの問題がある。すなわち、宋人の避諱の文字を改めもどしてしまっていることである。しかし、このようにしていれば、『天聖令』の原貌が改変されてしまっている可能性があることになる。考えれば、こうした見方は妥当性に欠けるように思われる。
31. 書名は『天一閣藏明抄本天聖令校證』とした。以下『天聖令』にかかわる録文や復原した唐令の令文は、何れもこの書による。
32. 『天聖令』の令文は『天一閣藏明抄本天聖令校證』（中華書局出版）による。『養老令』の令文は『令義解』（新訂増補國史大系本、吉川弘文館刊行）による。下線は兩令の異なるものである。
33. この条の文字は録文によって異なりがある。「漆」は「添」と、「畫」は「盡」と著録されるなどしている。
34. 按「傷中」の語句は、唐代の医書中に確実に記載されているが、なぜ日本令でこのような改変をしてしまったのか不明であるが、或いは、これは「瘡腫」の誤写なのか。また「利」の字も、当然唐令にもとづき「痢」と校訂すべきである。

（訳：張 娜麗）

こう せいけん／中国社会科学院 歴史研究所 研究員